

・議案第17号～50号
(新年度関係議案)
 〓 提案理由の説明
 ・予算特別委員会

● 3月2日
 ・代表質問(志政会、市民クラブ、真誠会)

● 3日
 ・代表質問(公明党)
 ・総括質疑

● 4、7日
 ・総括質疑

● 9日
 ・都市環境委員会
 ・教育民生委員会

● 10日
 ・総務委員会

● 11、14、15、16、17日
 ・予算特別委員会

● 25日
 ・議案第17号～50号
 〓 委員長報告・討論・採決
 ・諮問第1号
 〓 提案理由の説明・質疑・討論・採決

改正

▼議案第31号 モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

▼議案第32号 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(28～32号)

▼議案第33号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
 届出等の押印義務を見直すため、所要の改正を行う。

▼議案第34号 片岡給付型奨学金基金条例の制定
 片岡政隆氏の寄附による株式の配当金等をもって、片岡給付型奨学金基金を設置する。

▼議案第35号 国民健康保険税条例の一部改正
 地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

▼議案第36号 敬老祝金支給条例の一部改正
 敬老祝金の支給対象者を拡充するため、所要の改正を行う。

▼議案第37号 体育施設設置条例の一部改正
 市民体育館第一トレーニング

室冷暖房使用料の設定とアリーナ施設の名称統一のため、所要の改正を行う。

▼議案第38号 附属機関設置条例の一部改正
 地域公共交通活性化協議会、市庁舎等複合施設整備検討専門委員会、都市再生協議会について、所要の改正を行う。

▼議案第39号 市営住宅設置及び管理条例の一部改正
 更新住宅の建設や上分団地の用途廃止に伴い、所要の改正を行う。

▼議案第40号 下水道条例の一部改正
 下水道の使用料改定のため、所要の改正を行う。

▼議案第41号 文化振興条例の一部改正
 文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正された趣旨に沿って、条例の一部を改正する。

▼議案第42号 放課後留守家庭児童会条例の一部改正
 城坤青い鳥教室の改築と城南青い鳥教室の移築などに伴い、所要の改正を行う。

▼議案第43号 市立学校条例の一部改正
 西幼稚園の移転に伴い、所要

の改正を行う。

▼議案第44号 保育所条例の一部改正
 中央保育所の移転に伴い、所要の改正を行う。

▼議案第45号 保育士修学資金等貸付条例の制定
 市内で保育士として勤務する意思のある者の修学及び就職を支援し、保育士の確保を図るため、条例を制定する。

▼議案第46号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正
 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

▼議案第47号 善通寺市との定住自立圏形成協定の変更
 ▼議案第48号 琴平町との定住自立圏形成協定の変更

▼議案第49号 多度津町との定住自立圏形成協定の変更
 ▼議案第50号 まんのう町との定住自立圏形成協定の変更
(47～50号)

国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について、議会の議決を求める。

▼諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

補者の推薦

代表質問

志政会



質問者

横田 隼人



会派メンバー

東	由美・廣田	勝也
武田	孝三・香川	勝
川田	匡文・真鍋	順穂
横田	隼人・山本	直久
大前	誠治	

代表質問

ボートレースまるがめ

Q

電話投票、本場での売上げなど、

状況が大きく変化していると思われるが、現状と今後の見込みは。

A

モーターボート競走事業管

理者 本場、電話投票協力場の売上構成比率は、ナイターレース開催前の平成20年度と比較すると、本場が約30%から2%、電話投票が約20%から81%、協力場が約50%から17%と大きく変わっている。



水上の格闘技 大迫力のレース

また、今年度は悪天候や感染症拡大による開催中止等があったが、これまでで最高の売

上げだった昨年度を上回る状況で推移しており、収益も僅かながら上回ると見込んでいる。令和4年度の売り上げは、プレミアムGI、レディ

ースチャンピオンの開催とコロナ収束後の消費分散を想定し、総売上げで1250億円、収益で約86億円、令和5年度以降は約1200億円の売上げ、約80億円の収益を見込みとしている。

教育環境の充実

Q

教育環境の向上と災害時避難所の環境整備のため、学校体育館にエアコンを設置してはどうか。また、少子化対策、子育て支援として学校給食の無償化を実施すべきと考えるが、市の考えは。

A

教育部長 学校体育館のエアコン設置には、

およそ9億2千万〜16億1千万円の設置費用のほか、1施設当たり年間100〜200万円程度の維持管理費や定期的な更新費用が必要となる。一方、学校活動での使用頻度は低く、避難者の生活環境確

保の観点でも、災害時協定等を活用した冷暖房機器の借用が可能であるため、費用対効果等を考慮し、慎重に方針を決定する。学校給食の無償化は、幼児保育も含めて年間約6億5千万円の財源が必要となることから、慎重に検討したい。

市民会館整備のスケジュール

Q

工事入札の不調などによる開館遅延が危惧されるが、市場価格の調査や入札参加資格などの検討は十分に行われているか。今後のスケジュールは。

A

産業文化部長 昨今の世界的な原材料の高騰や品薄の実態、建設業界の人手不足等も考慮し、工事に係る積算や工期設定など、市場の実情を念に調査検討して

いく。なお、現段階では、当初の予定どおり7月末をめどに実施設計をまとめ、その後、入札や仮契約など準備期間を経て、令和5年1月着工、令和7年4月開館を目指して取り組んでいる。

新年度の市政を問う！

市民クラブ



質問者

横川 重行

会派メンバー

渡邊 一馬・守家 英明
角野 仁美・横川 重行
加藤 正員・大西 浩



自主財源の確保



財政のひっ迫が懸念される昨今、行政運営の効率化やコスト削減を進めるとともに、健全で安定した財政基盤の確立が求められる。自主財源比率の目標と、滞納繰越分徴収の方法と目標は。

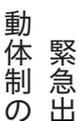


総務部長 本市の自主財源比率は、モーターボート競走事業会計からの繰入れの影響で、例年よりも高い比率となっている。市税では、令和4年度からキャッシュレス決済を導入することで、現年徴収率の向上を図るとともに、徴収体制を強化し、滞納繰越額のさらなる縮

職員の定数管理



減を図ることを目標としている。税外債権では、定期的な催告書送付と、高額滞納者への滞納処分、裁判所を通じた強制徴収等により、未収額を前年度よりも減額することを目指す。



緊急出動体制の充実や待機児童解消のため、職員の定数適正化計画を見直すべきと考えるが、消防吏員、保育士の退職者数と採用者数、離職

防止対策は。



市長公室長 消防吏員は、退職予定者が6名、採用予定者が5名であり、採用数の平準化を図って採用を行っている。また、保育士、幼稚園教諭は退職者が11名、採用予定者が7名で、待機児童の解消を目指し、クラス数を考慮しながら採用を行っている。離職防止対策としては、新規採用者対象の健康相談やメンタルヘルスケア、所属長との面談等のほか、特に、離職率の高い保育



子どもたちの笑顔がいちばんの活力

学校でのワクチン対策



コロナワクチンに関する子どもたちへの正しい知識の啓発や学校内での感染防止について、市の考えは。



教育長 本市健康課からワクチン接種券を送付する際、啓発資料を添付し、周知に努めている。また、接種の有無によるいじめや差別が起きないように、個々の接種状況は、個人情報として十分に配慮することを教職員にも指導している。なお、学校では、基本的な対策を徹底するとともに、感染拡大の状況を考慮し、長時間、近距離で対面形式になる活動の原則中止や部活動の全面禁止など、感染症対策に取り組んでいる。

代表質問

真誠会

代表質問



質問者

多田 光廣

会派メンバー

竹田 英司・三宅 真弓
多田 光廣



学校の施設改善

Q

市内の小中学校で、トイレが老朽化していたり、環境が悪かったりする。教育環境を改善していく中で、毎日の生活に不可欠なトイレ改修はどうなっているのか。今後の整備計画は。

A

教育部長 市内小・中学校校舎の児童・生徒用トイレのうち、過去に改築や大規模なトイレ改修を行い、洋式化、乾式化が全面的、または一部でもできている学校が小学校9校、中学校2校ある。また、一部のトイレを洋式化しただけの学校が小学校8校、中学校4校あり、一部のトイレを洋式化し

公園の整備

Q

ただけの学校のうち、早期改善が望ましい学校2校については、長寿命化改修に先行して大規模改修を行う予定である。その他の学校については、長寿命化改修の時期を勘案しながら、必要に応じて大規模改修を行いたい。

A

飯山南地区と郡家地区で公園整備が予定されている。東汐入川けんこう公園など大きい公園はいくらかあるが、地域の身近な公園整備について、どのような計画があるか。

A

都市整備部長 飯山南地区で令和5年度の開園を目指して公



気軽に遊べる 身近な公園を

把握しながら、着実に公園整備を進めていきたい。

相続財産管理人制度と空家対策

Q

空家の所有者の死亡後、相続人が不存在となるケースがあるが、相続財産管理人制度を利用すれば解決できるのではないか。制度内容の詳細と、今後の取り組みにどう生かしていくか、市の考えは。

A

都市整備部長 この判断所に財産管理人の選任を申し立てることで、財産を管理する者がいない状況を解消するものであり、事案によっては、適切な管理や売却、その他の活用につながるなど、停滞した状況の打開が期待される。今後も所有者等が不明なもののうち緊急性の高いケースでは、略式代執行の手法を取り入れる一方、急を要しないケースでは、財産管理人制度を活用するなど、適切な手法を選択しながら取り組んでいきたい。